

新卒採用活動に係る適性検査実施サービス

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する新卒採用活動に係る適性検査実施サービスについて、以下の要領で募集します。

1 募集内容

(1) 調達の目的

平成 31 年新卒採用活動の実施にあたり、短時間の面接では確認することが困難な性格特性や言語的理
解力などの資質的側面を把握し、人物把握の参考資料として活用すること。

(2) 委託内容

ア 適性検査実施期間

平成 31 年 3 月 1 日以降 1 年間のうち、公庫が検査の実施を指示する期間。複数の検査実施期間を設
ける場合があるが、いずれの場合も、検査を実施する 1 ヶ月前に検査実施期間を公庫から受託者に伝
達することとする。

イ 受検者予定数

受検者はエントリーを行った者のうち、公庫が選定し指示する者とする。

公庫が想定している受検者予定数は、3,500 人程度であるが、エントリー状況等により大幅に増減
することが予想される点に十分留意すること。

ウ 受検手続き

(ア) 受託者は、応募者の情報を管理するための整理番号により受検者を管理すること。

(イ) 公庫は提供された応募者の情報により、受検者に対して受検手続きに関する案内メール等を自動
配信できること。

(ウ) 受検案内から受検の受付までの一切の手続きがWEB上で可能であること。

(エ) 受検者がWEBで都合のよい検査会場及び検査実施日を選択し受検することが可能であること。

エ 検査会場

受検者の能力を正確に把握するとともに、学生の学業への影響を最小限とするため、以下の条件を
みたすこと。

(ア) 替え玉受検を防止するため、受託者は検査会場を設置し受検者を免許証や学生証等の身分証明書
により確認のうえ受検させ、当該受検者の受検結果を責任もって公庫へ提出すること。

(イ) 検査を適性に実施するため、受検開始及び終了時間の管理並びに受検中の監視等監督業務を実施
すること。

(ウ) 検査会場は、公共交通機関（鉄道事業者）の最寄り駅から徒歩 10 分以内に設置すること。

(エ) 検査会場は、東京都及び大阪府には必ず設置し、その他に 5 以上の政令指定都市に設置すること。

(オ) 検査を公平に実施するため、すべての会場において、静かな受検環境を確保すること。

オ 検査実施内容

受検者の事務処理能力及び適性を判断する資料とするため、以下の項目の検査を実施すること。

(ア) 能力検査

言語及び非言語の分野の検査を共に実施し、適正な受検結果を算出するために出題数は言語、非言語合わせて 50 問以上出題すること。

(イ) 人物的特徴検査

当該受検者の適性を判断する資料となるよう、受検者の人物的な特徴を明らかにし、受検者がどのような職種（業務内容）に向いているか、またはどのような能力に秀でているかの判断を可能とする検査を実施すること。

カ 納入成果物

受検者全員の検査結果の一切を、受検者ひとりにつき、一行のデータごとに格納された CSV 形式又は Microsoft Office Excel 形式により報告すること。

上記データのほか、受託者独自のフォーマットにて作成した報告書は PDF 形式または Microsoft Office 2007 にて読取が可能な形式で報告すること。

公庫は、上記データ及び報告書について、公庫の採用活動及び人事管理事務に必要な範囲で複製・改変その他の利用を行えるものとする。

キ 問い合わせ対応等

検査の実施に係る事務手続きについて、受検者からの問い合わせに対応すること。対応にあたり、公庫の判断が必要である場合は、受託者から公庫の担当者に問い合わせ、承認を得たうえで受検者に回答すること。

ク 個人情報の取り扱い

受検者の個人情報は、個人情報保護法等に基づいて必要な措置を講じ、厳重な管理を行うこと。

2 応募資格

(1) 平成 30 年度新卒採用（平成 30 年 4 月入社）において、テストセンターにおける年間延べ受検者数 10 万人以上の実績があること。

(2) 個人情報等管理体制が確立されていること。

(3) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。

(4) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (6) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 応募方法

応募を希望する者は、平成31年1月28日（月）15時00分までに、項番4に示す応募書類を項番5の申込先に提出すること。

4 応募書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

ア 参加申込書（別添1）

イ 前1「募集内容」の項目を満たすことが分かる書類（様式適宜）

ウ 営業経歴書

エ 直前2期分の財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

オ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）

カ 個人情報等管理体制確認書（別添2）

キ 適合証明書（別添3）

（注1）オは、申請日前3ヵ月以内のもの（原本）とする。

（注2）ウ、エ及びオは、平成28・29・30年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書（様式適宜）

5 申込先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 （大手町フィナンシャルシティ ノースタワー）
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課 担当：佐伯 達也 電話 03-3270-1552

6 提出方法

持参又は郵送による。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便により、申請期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 応募者は、提出した応募書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない

い。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が実施する新卒採用活動に係る適性検査実施サービスの公募に参加することを希望します。

なお、本公募に関し、「2 応募資格」の(4)から(6)までの項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

また、この参加申込書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX)

(E-MAIL)

個人情報等管理体制確認書

項目	内容
会社の概要	会社名： 代表者氏名： 従業員数： 所在地： 概要： (1) 沿革： (2) 資本金： (3) 事業内容： (4) その他：
受託業務の担当人員等	
個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。	
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。	
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。	
再委託に係る規定が整備されていること。	
取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理の責任者： 】
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。	
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

代表者印

個人情報等管理体制確認書（記載例）

項目	内容
会社の概要	会社名 株式会社〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇 〇〇 従業員数 〇〇名 所在地 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 概要 (1) 沿革 昭和〇年〇月創業 (2) 資本金 金1億円 (3) 事業内容 情報通信業 (4) その他 プライバシーマーク認証番号 〇〇〇〇
受託業務の担当人員等	担当部署 金融担当第〇部 担当人員 5人
個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。	個人情報等の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報等を取扱えないことを規定しています。また、個人情報等データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。	担当部の部長が、個人情報等の取扱状況について年1回点検すること、監査委員会を設置し、監査委員長が年1回監査することを規定しています。
再委託に係る規定が整備されていること。	個人情報等の取扱いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理の責任者： 代表取締役 〇〇 〇〇】
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	全従業員及び派遣職員から情報の非開示に係る誓約書を受けています。
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。	平成〇年〇月〇日、当社従業員が出張中に、顧客情報〇〇件を含むデータを収録したフロッピーディスクの盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。 事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。 (1)・・・ (2)・・・
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	安全管理を推進するために従業員への教育及び訓練を計画的に行っています。 就業規則において、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。

上記のとおり相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者印

【個人情報及び顧客情報を取り扱う業務の受託条件】

- ・個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。
- ・個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・再委託に係る規定が整備されていること。
- ・取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。
- ・従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。
- ・個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。
- ・経営の健全性が認められること。

適合証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
代表者印

募集公告に記載の「応募資格」について、下記のとおり適合することを証明いたします。

記

【件名：新卒採用活動に係る適性検査実施サービス】

応募資格	判定の根拠となる理由
平成 30 年度新卒採用（平成 30 年 4 月入社）において、テストセンターにおける年間延べ受検者数 10 万人以上の実績があること。	

(注)「判定の根拠となる事由」欄には、テストセンターにおける実績の延べ受検者数を記入すること。